

排水機場等維持管理業務委託

一般仕様書

高槻市 都市創造部
下水河川事業課

目 次

1. 目的	1
2. 業務理念	1
3. 適用範囲	1
4. 用語の定義	2
5. 契約保証人	2
6. 引継ぎ	3
7. 再委託	3
8. 秘密の保持等	3
9. 中立性の堅持	3
10. 公益確保の義務	4
11. 誠実な行為等の遵守	4
12. 住民等との協調	4
13. 協力義務	4
14. 損害賠償及び補償	4
15. 疑義	5
16. 補則	5
17. 安全衛生管理（特記仕様書 第1章）	5
18. 法令等の遵守（特記仕様書 第2章）	5
19. 業務内容（特記仕様書 第3章）	5
20. 提出書類（特記仕様書 第4章）	6
21. 実施体制（特記仕様書 第5章）	6
22. 貸与品及び貸与資料（特記仕様書 第6章）	6
23. 責任及び費用分担（特記仕様書 第7章）	6
24. 打合せ及び協議等（特記仕様書 第8章）	6
25. 検査（特記仕様書 第9章）	7
26. 災害及び緊急対応業務（特記仕様書 第10章）	7
27. その他（特記仕様書 第11章）	7
28. 参考図書及び関係法令（特記仕様書 第12章）	7

1. 目的

本仕様書及び特記仕様書（以下「仕様書」という）は、高槻市（以下「発注者」という）が所管する排水機場等の施設と施設に関する範囲（以下「施設等」という）の維持管理業務を委託するにあたり、その諸事項について定めるものである。

2. 業務理念

- (1) 施設等の維持管理においては、公共的目的が重大であることを念頭に置き、契約書、仕様書、関連法に基づき、誠実かつ確実に履行しなければならない。
- (2) 施設等の維持管理においては、機能を常に発揮できるよう、効率性、経済性、及び安全性の向上に努めなければならない。
- (3) 施設等の維持管理においては、機械・電気・土木・建築・水質等、専門分野が多岐にわたるため、運用に携わる者はこれら各分野を理解し、あるいは情報を共有することによって、より良い運用を目指すことに努めなければならない。
- (4) 施設等の維持管理においては、各施設を効率的に運用するため、施設の成り立ち・仕組み・構造・機能等を十分に理解し、適正な運転管理や保全管理の方法を習熟することに努めなければならない。
- (5) 施設等の維持管理においては、情報の発信や事業者及び地域住民との対話を通じて、地域における信頼関係を築くことに努めなければならない。

3. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、本市が発注する「排水機場等維持管理業務委託」に適用する。
- (2) 業務範囲
 - ① 排水機場維持管理業務
農地の湛水防除を目的として設置された、排水機場、及び農業関連施設に関する業務である。
 - ② 親水施設維持管理業務
下水道部局が所管する親水施設等に関する業務である。
 - ③ 公共下水道施設維持管理業務
計画降雨(48mm/h)に基づく雨水ポンプ場や雨水幹線への取口、浸水被害軽減施設、及び下水関連施設に関する業務である。
 - ④ マンホールポンプ維持管理業務
自然流下で排水できない場合に設置された、マンホールポンプ設備、及び関連施設に関する業務である。
 - ⑤ 水路河川維持管理業務
水路河川において、流水を阻害する恐れのある雑草を除去する業務である。
- (3) 業務内容
 - ① 運転操作監視業務

- ② 保守点検業務
- ③ 設備交換業務

(4) 履行場所

【別紙 位置図】に示すとおりである。

(5) 施設概要

【別紙 施設概要】に示すとおりである。

(6) 履行期間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から
令和 11 年（2029 年）3 月 31 日までの 3 年間とする。

4. 用語の定義

本仕様書における用語の定義は、下記のとおりとする。

- (1) 「指示」とは、発注者の発議により、発注者が受注者に対し、発注者の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 「承諾」とは、受注者の発議により、受注者が発注者に報告し、発注者が了解することをいう。
- (3) 「協議」とは、主に契約書の内容について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (4) 「打合せ」とは、主に業務の進行及び、仕様書の内容について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (5) 「休日」とは、以下を指す。
 - ・ 土曜日及び日曜日
 - ・ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - ・ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く）
- (6) 「平日」とは、前項を除いた日をいう。
- (7) 「修繕」とは、機器の不調による緊急停止もしくはその恐れがあるものに対し、主に機器メーカー、または関連業者によって、その機能を回復させる行為であり、原則として発注及び費用負担を発注者が行うものとする。
- (8) 「補修」とは、機器の不調や老朽化により、機能が停止する恐れがあるものに対し、受注者の契約の範囲内、もしくは、支給品等により受注者が交換、整備によって、その機能を回復させる行為であり、原則として受注者が契約の範囲内で行うものとする。

5. 契約保証人

- (1) 受注者は、この契約を締結するにあたり、契約期間中、受注者がこの契約による債務を履行しない場合に生ずる遅延利息、違約金その他の損害金を支払うこと及び受注者がこの契約による債務を履行しない場合に受注者に代わって自ら委託業務を完成することを保証するため、受注者と同等以上の資格能力を有する者を契約保証人（以下、「保証人」という）として立てなければならない。

- (2) 保証人は、受注者が委託業務を履行できなくなった場合には、遅延なく受注者に代わって受注者の契約期間の残期間について、委託業務を履行しなければならない。
- (3) 前項における場合において、保証人は契約書及び仕様書に従い、遅延なく必要な措置を取らなければならない。

6. 引継ぎ

- (1) 発注者は、受注者が円滑に業務を履行できるよう、引継ぎ期間を設けなければならない。
- (2) 引継ぎ期間は、受注者決定の日から履行期間の前日までとし、費用については受注者の負担とする。
- (3) 受注者の業務従業者は、委託契約後、発注者が必要と認める期間において、前期受注者からの業務研修を受け業務の遂行に支障を来たすことのないように業務引継ぎを行わなければならない。
- (4) 受注者は、業務満了の前に発注者が必要と認める期間において、次期受注者に対して技術指導等を行い、円滑な業務引継ぎを行わなければならない。
- (5) 業務の引継ぎに関して、履行場所、運転操作方法、点検整備手順等、書類にて整理し円滑な業務引継ぎを行わなければならない。

7. 再委託

- (1) 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、事前に、委託業務下請負承諾願いにより発注者の承諾を得なければならない。
- (2) 受注者は、業務を再委託に付する場合には、書面により再委託先との契約関係を明確にしておくとともに、業務の実施について適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。
- (3) 発注者は、著しく不適当であると認められる再委託先について、交代を命ずることがある。この場合、受注者は直ちに必要な措置を講じなければならない。

8. 秘密の保持等

- (1) 受注者は、業務の遂行上知りえた事項を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 業務の実施により作成された資料及び成果は発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の承諾なくこれらを公表してはならない。

9. 中立性の堅持

受注者は、中立性を堅持しなければならない。

10. 公益確保の義務

受注者は、環境その他の公益を害することのないように努めなければならない。

11. 誠実な行為等の遵守

- (1) 受注者は、業務実施時間中においては、定められた場所以外では禁煙とする。
- (2) 受注者は礼節を守り、秩序正しく、言動及び身だしなみに注意するとともに、応接に際しては、親切・丁寧を心掛け迅速に対処しなければならない。

12. 住民等との協調

- (1) 受注者は、業務を実施するに当たり、住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得るとともに、紛争等が生じないように努めなければならない。
- (2) 受注者は、住民等から苦情、要望等があった時は、遅滞なく発注者に申し出て、その指示を受けなければならない。特に、受注者に起因する苦情については、誠意を持って対応しなければならない。
- (3) 受注者は、如何なる理由があっても、住民等から報酬、手数料等を受け取ってはならない。再委託先及び業務従事者等についても、当該行為については十分指導監督しなければならない。
- (4) 住民等との間に紛争等が生じた場合、受注者によって、それを解決しなければならない。

13. 協力義務

- (1) 受注者は、施設の保守等関連業務及び改築工事等に対して、発注者の指示によりこれに協力しなければならない。
- (2) 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、発注者の指示によりこれに協力しなければならない。

14. 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、施設及び貸与品等に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに現状復旧しなければならない。この場合において、現状復旧に要する費用は受注者の負担とする。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たり、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償における全責任を負わなければならない。
- (3) 受注者は、必要な賠償責任保険に加入しなければならない。

15. 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議により決定する。

16. 補則

本仕様書に明記されていない事項については、必要に応じて発注者と受注者の双方が協議するものとする。なお、指示されない事項であっても、運転操作上当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

17. 安全衛生管理（特記仕様書 第1章）

受注者は、職場における労働者及び第三者に災害を与える公衆災害、及び物件損害等を防止し、下水道事業の安全性と信頼向上のため、関連する諸法令、通知、及び発注者の指示に従い、職場における労働者の安全と健康の確保に努めなければならない。

18. 法令等の遵守（特記仕様書 第2章）

- (1) 受注者は、業務を実施するに当たり、関連する法令、規則等を遵守しなければならない。
- (2) 受注者が使役する全ての業務従事者に対する関係諸法令の運用、適用は、受注者の責任と負担において行わなければならない。

19. 業務内容（特記仕様書 第3章）

- (1) 運転操作監視業務は、施設の運転・操作、及び維持管理に係るものであり、下記の通りである。
 - ① 運転・操作
 - ② 巡視・点検
 - ③ 除草

- (2) 保守点検業務は、施設の運用に必要な補修・点検、及び法令に基づく点検に係るものであり、下記の通りである。

- (1) 前島浄化槽点検・清掃
- (2) 親水施設水質調査
- (3) 電気精密点検
- (4) 地下タンク定期点検・漏洩検査
- (5) 消防設備等点検
- (6) 第二種圧力容器点検
- (7) その他発注者が指定する保守点検業務

- (3) 設備交換業務は、定期的に交換が必要な油脂類、及び使用期限を迎える設備に対し、支給品等により受注者が交換する業務であり、対象となる設備等は下記の通りである。

- ① 塚原雨水貯留施設設備
- ② マンホールポンプ設備
- ③ オイル及びグリース等
- ④ 消火器
- ⑤ U P S ・蓄電池

20. 提出書類（特記仕様書 第4章）

- (1) 受注者は、契約締結後、速やかに基本契約書に示す書類及び、業務着手時の提出書類等に示す書類を、契約後速やかに、発注者に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、契約書及び仕様書等に基づく業務計画書を、契約後2週間以内に、発注者に提出しなければならない。
- (3) 受注者は、業務履行期間中、仕様書等及び発注者の指示による書類を、指定された期日までに、発注者に提出しなければならない。
- (4) 提出する書類は、EXCEL 形式・WORD 形式で作成し、電子媒体及び書面で保管しなければならない。

21. 実施体制（特記仕様書 第5章）

- (1) 受注者は、総括責任者、及び副総括（以下「責任者」という。）を選任しなければならない。また、責任者から、業務管理責任者を選任しなければならない。
- (2) 責任者及び主任は、受注者と直接かつ恒常的な雇用関係にあり、履行期間中は、専任かつ常駐しなければならない。
- (3) 責任者は、死亡または病気、及び退職等、やむを得ない事情を除き、変更はできない。

22. 貸与品及び貸与資料（特記仕様書 第6章）

受注者は、業務の実施に必要な事務所、管理棟等、また、完成図書等の資料について、発注者から貸与を受ける際は、発注者に申し出て承認を受けなければならない。

23. 責任及び費用分担（特記仕様書 第7章）

本業務の履行に係る責任及び、費用の分担については、特記仕様書によるものとする。

24. 打合せ及び協議等（特記仕様書 第8章）

- (1) 発注者は、業務の履行確認を行うため、定期的な打合せ及び協議の場を設けなければならない。
- (2) 発注者及び受注者は、業務の実施に当たり、必要に応じて、打合せ及び協議を行うことができる。

25. 検査（特記仕様書 第9章）

- (1) 受注者は、契約及び仕様書に基づく維持管理業務における月ごとの支払いを請求するときは、仕様書に基づく月間業務報告書を提出し、発注者の検査を受けなければならない。
- (2) 受注者は、検査において訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

26. 災害及び緊急対応業務（特記仕様書 第10章）

- (1) 受注者は、降雨及び台風の災害に備えて、事前に又は応急に体制を構築し、気象情報や災害に係る情報等を入手するとともに、施設の運転状況を踏まえ、発注者と綿密な調整を行い、適切な運転管理に努めなければならない。
- (2) 地震等の災害に備えて、連絡体制を構築するとともに、発災時は、速やかに調査を行い、その結果を発注者に報告し、対応について、発注者と綿密な調整を行い、適切な運転管理に努めなければならない。
- (3) 大規模な水害、及び地震時において、本業務委託外の災害対応業務が生じた場合は、発注者と協議の上、「災害時における維持管理委託施設の応急対策等に関する協定」によるものとする。
- (4) 受注者は、下記の緊急時に応じた業務継続体制を構築しなければならない。
 - ① 風水害
 - ② 地震
 - ③ 感染症

27. その他（特記仕様書 第11章）

業務を実施するにあたり、個別に定める必要があるものは、下記の通りである。

- ① 災害協定の締結
- ② 内部通報
- ③ 暴力団排除に関する措置
- ④ 環境に配慮した運転管理
- ⑤ 高槻市雨量・水位監視システムの利用と管理
- ⑥ 高槻市マンホールポンプ監視システムの利用と管理
- ⑦ 施設管理台帳システムの利用と管理

28. 参考図書及び関係法令（特記仕様書 第12章）

業務の履行において、参考とする図書は、常に最新版とする。これ以外の図書を準拠する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。